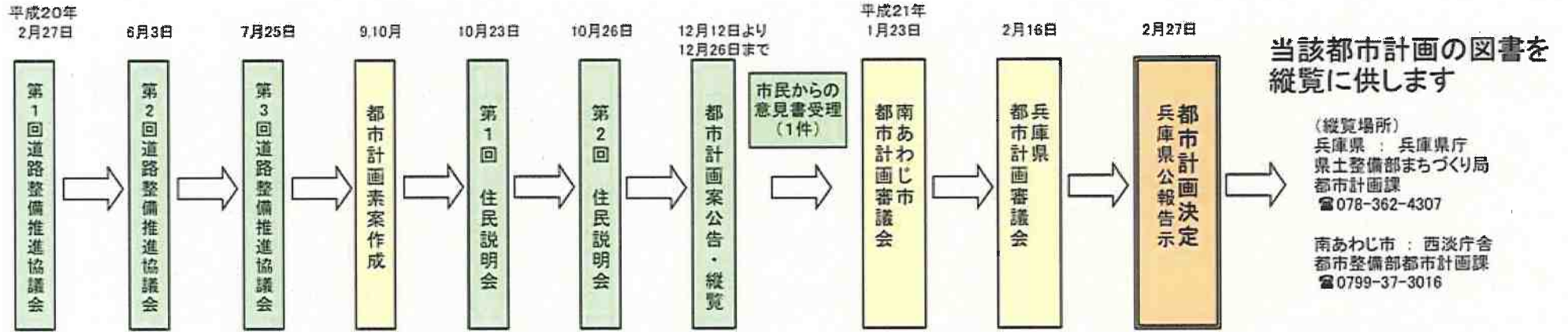


県道福良江井岩屋線(松帆古津路・湊地区) 道路整備推進協議会通信

第4号
平成21年3月31日(火)
事務局
兵庫県淡路県民局
県土整備部洲本土木事務所

県道福良江井岩屋線(西淡都市計画道路3.5.420湊線、3.5.421湊古津路線)が都市計画法第18条第1項の規定により、都市計画決定されました。(告示日および番号:平成21年2月27日付け兵庫県告示第221号)
今後、平成21年度に事業認可を取得し事業着手する予定です。

◇ 道路整備推進協議会の発足から都市計画決定までの経緯



◇ 兵庫県公報掲載の西淡都市計画道路都市計画決定告示の内容

兵庫県公報

平成21年2月27日 金曜日 第2059号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

西淡都市計画道路の決定(3.5.420号湊線ほか1路線の決定) 総括図

都市計画法第18条第1項
(都道府県の都市計画の決定)
第18条 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。
2 都道府県は、前項の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは第17条第2項の規定により提出された意見書の要旨を都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

兵庫県告示第221号
都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、次の都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。
平成21年2月27日
兵庫県知事 井戸敏三

- 都市計画の種類及び名称
西淡都市計画道路
3.5.420号湊線
3.5.421号湊古津路線
- 都市計画を定める土地の区域
[3.5.420号湊線]
南あわじ市松帆西路字沖之浜、字中浜及び字沖之浜道ヨリ北、湊字新田、字地藏前東、字地藏前、字地藏北、字地藏西、字内通、字浜新田、字濱新田、字三軒屋前、字三軒屋内通、字三軒屋、字石ヶ坪、字平石及び字叶堂向並びに湊里字三軒家
[3.5.421号湊古津路線]
南あわじ市湊字叶堂向並びに松帆古津路字叶堂及び字西原

◇ 都市計画決定の結果を受けて、南あわじ市広報(平成21年4月1日発行予定)に西淡都市計画道路について図書縦覧の案内が掲載されます。

◇ 都市計画の案の縦覧期間内に住民及び利害関係人より提出された意見書と意見への対応方針

なお、この対応方針は、兵庫県都市計画審議会において説明され、了承が得られました。

(意見書の要旨)

過去の事業において行政の説明や対応に長年苦悩されてきた。歩道は必要だと考えるが、道路行政への不信はぬぐえない。

(対応方針)

事業に当たっては、住民の皆様の意見をお聞きし、十分配慮したうえで実施してまいります。

◇ 都市計画の案の縦覧期間内に提出された関係機関の意見と意見への対応方針

(1) 文化財上の意見: 兵庫県教育長

事業区域に隣接して、周知の埋蔵文化財包蔵地 叶堂城址(県遺跡番号960002)、叶堂遺跡(同96003)、平石遺跡(同960040)が存在します。従いまして、当該事業の実施に関しては、事前に南あわじ市教育委員会と協議が必要になります。

(対応方針)

事業実施に関しては、事前に南あわじ市教育委員会と協議し、適切に対応します。

(2) 農業上の意見: 兵庫県総合農政課長

湊線の一部が農振農用地区域内に位置しているが、農振農用地区域内では事業実施しないこと。やむをえず、農振農用地区域内で事業実施する必要がある場合は、あらかじめ市町と調整の上、農用地利用計画を変更し、農用地区域から除外した上で、事業実施すること。

(対応方針)

農振農用地区域内で事業実施する必要がある場合は、あらかじめ南あわじ市と調整し、農用地利用計画を変更し、事業実施します。

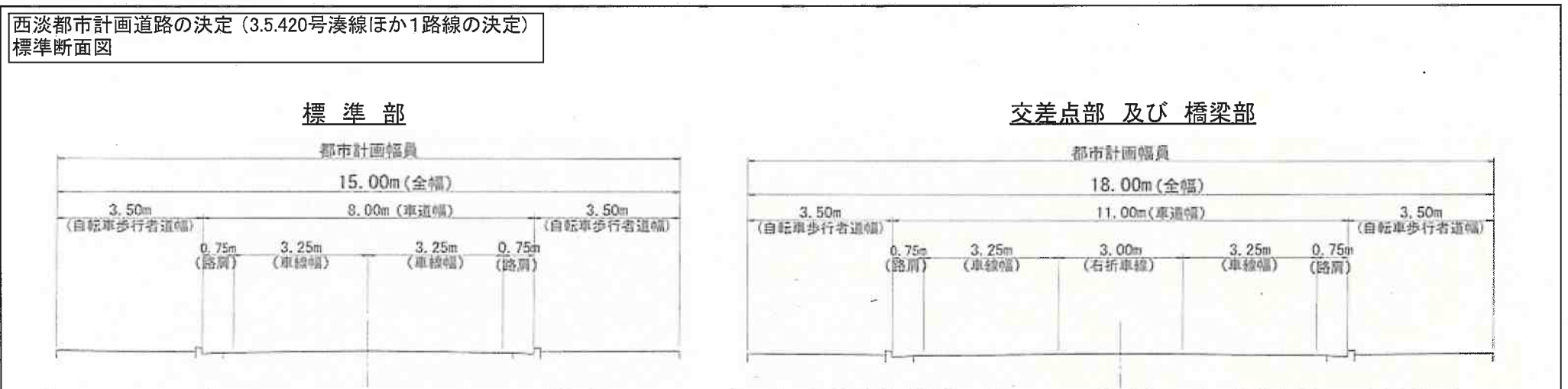
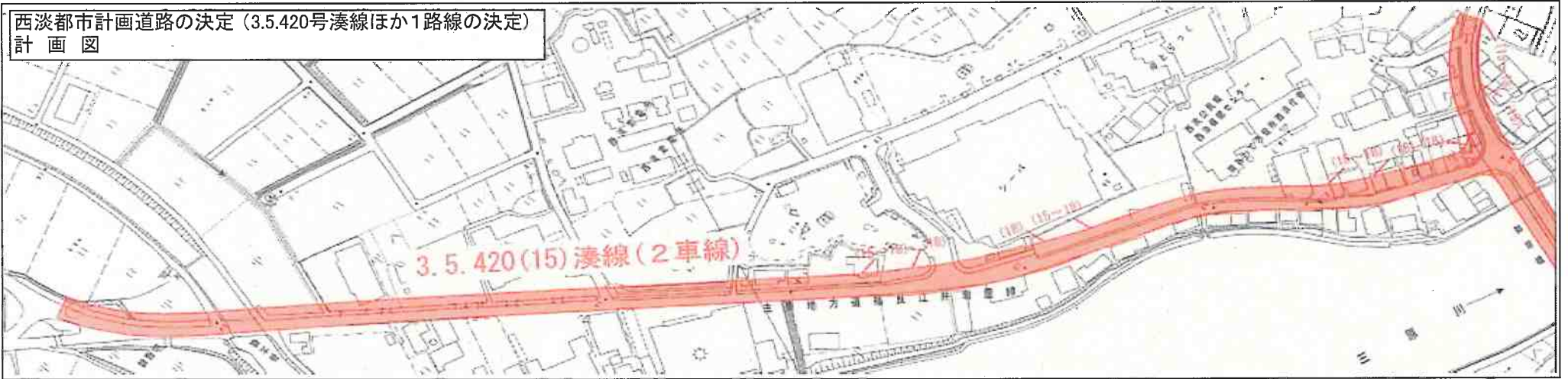
案内

西淡都市計画道路の縦覧
都市計画決定された西淡都市計画道路の図書を縦覧します。この都市計画道路は、地区の円滑な交通処理と市街地形成を図る上で重要な路線として、2月27日に都市計画決定されました。

▽縦覧内容 西淡都市計画道路①3.5.420号湊線(延長約880m、幅員15m、2車線)②3.5.421号湊古津路線(延長約890m、幅員15m、2車線)

▽縦覧場所 南あわじ市都市計画課・兵庫県都市計画課 図都市計画課 37・301 6、兵庫県都市計画課 078・362・4307

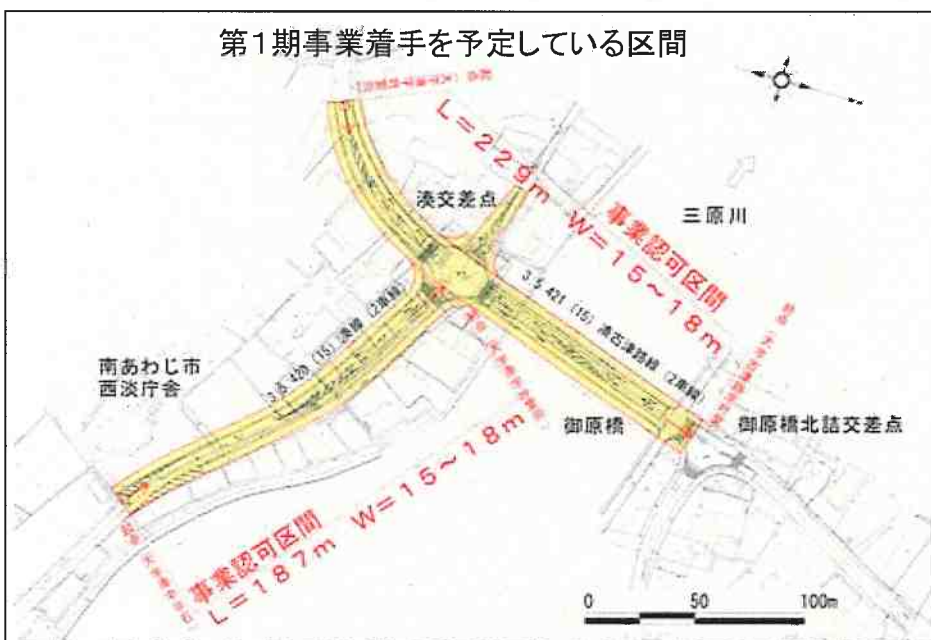
◇ 都市計画決定図面



◇ 県道福良江井岩屋線(松帆古津路・湊地区) 今後の方針と予定

県道福良江井岩屋線の道路整備事業は、西路北交差点から西淡庁舎前の区間、西淡庁舎前から御原橋北詰交差点までの湊交差点前後の区間および御原橋北詰交差点から松帆交差点までの区間の3区間に分け、第1期事業として右図に示す湊交差点前後の区間について、平成21年度に都市計画法第59条第2項にもとづく事業認可を取得し、事業着手を予定しています。

南あわじ市では、第1期事業と並行して、松帆古津路地区の地籍調査事業を実施します。現在、一番重要な作業である一筆地調査(土地の境界を確定するための現地測量調査等)実施の準備を進めています。調査地区は、主要地方道福良江井岩屋線を中心に概ね0.40km²を調査対象として計画しています。一筆地調査着手時期については平成21年度中で調整を行っています。調査着手に当たっては改めてご連絡しますので、下記の地図の朱線内の土地所有者、関係者のご協力をお願いします。



◇ ご要望やご意見

道路計画やこの協議会通信に対する皆様のご意見やご要望をお寄せください

ご意見、ご要望はFAX, メールまたは手紙、投稿で次までお寄せください。それ以外の方法では対応しかねますので御了承願います。

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5
兵庫県淡路県民局県土整備部
洲本土木事務所道路第2課

FAX 0799-25-2344
Eメールアドレス
awajid@pref.hyogo.lg.jp

〒656-0492
南あわじ市市善光寺22番地1
建設部 建設課

FAX 0799-43-5326
Eメールアドレス
kensetsu@city.minamiawaji.hyogo.jp